

# 確 認 書

(以下「甲」という。)と横手市長 (以下「乙」という。)とは、横手市公共施設市民サポーター制度要領第4条の規定に基づき、下記の事項について確認します。

## 1 甲が活動する公共施設

## 2 甲が市民サポーターとして果たす役割

- (1) 活動する公共施設内の散乱ゴミの等の収集
- (2) 活動する公共施設内の除草、植栽等
- (3) 施設の維持管理に関する情報の提供
- (4) その他必要な活動

## 3 乙の役割

- (1) 清掃道具等の支給・貸与
- (2) 甲の傷害保険への加入
- (3) その他活動に必要な事項

## 4 活動報告

甲は、年間活動報告書を各年3月末日まで、市担当窓口に提出することとします。

令和 年 月 日

(甲) 住 所  
グループ名  
代表者氏名

(乙) 横手市中央町8番2号  
横手市長

(注)「2 甲が市民サポーターとして果たす役割」及び「3 乙の役割」欄については、必要に応じて加除して使用できるものとする。